

第2次 富良野市立学校における働き方改革推進計画
(第1次 教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画)

令和8年2月
富良野市教育委員会

I はじめに

近年、教職員の業務が長時間に及ぶ状況が課題になっていることから、勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保し、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒等への教育にまい進できる環境づくりにより、教職員の働きやすさと働き甲斐を両立し、学習指導要領等における理念の実現が求められています。

富良野市ではこれまで、平成30年3月に北海道教育委員会が作成した「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」等に基づき平成31年2月に富良野市立学校の働き方改革推進計画を策定し、その後は、令和6年3月改訂の北海道アクションプラン〈第3期〉に基づいて働き方改革の実現に向けた業務改善を推進してまいりました。

また、令和7年（2025年）6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、「給特法」という。）が改正され、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が教育委員会に義務付けられるとともに、総合教育会議への報告等の仕組みが新たに設けられたことから、本市においては、これまでの「富良野市立学校における働き方改革推進計画」を全面的に見直し、併せて「教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を位置付けた計画を改正後の給特法第8条1項に基づき策定するものであります。

今後においても、学校、家庭、地域、行政が緊密に連携し、保護者や地域住民の理解を得ながら、学校における働き方改革の理念である「教職員の業務の質の向上及び改善、専門性や人間性の向上」の実現に向けて、環境の整備に努めてまいります。

II 推進に当たって

1 これまでの取組の成果と課題

○平成31年2月に計画を策定以降、取組を進めてきた内容は次のとおりです。

I 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

- ・非常勤講師の活用
- ・学習支援員、スクールサポートスタッフの配置
- ・スクールカウンセラー、子どもと親の相談員等の活用
- ・特別支援教育支援員の配置
- ・学校図書館の活用と学校司書の配置
- ・教職員へ1人1台教務用タブレット端末の配置
- ・校務支援システムの導入
- ・コミュニティ・スクール(学校運営協議会)による学校支援

II 部活動指導に関わる負担の軽減

- ・学期中に週2日以上以上の休養日実施
- ・活動時間(平日は2時間程度、土日、祝日、長期休業中は3時間程度)の設定

Ⅲ 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

- ・学校閉庁日(夏期は3日間、冬期は6日間)の設定
- ・出退勤管理システムの導入
- ・勤務時間外の留守番電話の活用

Ⅳ 教育委員会による学校サポート体制の充実

- ・全教職員を対象にメンタルヘルスチェックの実施

Ⅴ その他の取組

- ・WEBQU及びNRT学力検査の継続実施

出退勤管理システムの導入による在校時間の計測・記録により、未だ多くの教職員が長時間労働となっている実態が明らかとなっています。

【時間外勤務に係る実態調査】 ※1箇月あたりの時間外在校等時間

年月	校種	45H以下	45～80H	80～100H	100H超	1人当たり平均
令和6年9月	小学校	92人	19人	2人	1人	29時間 22分
	中学校	26人	25人	7人	5人	56時間 8分
令和7年3月	小学校	95人	15人	3人	2人	25時間 55分
	中学校	38人	21人	4人	1人	42時間 12分
令和7年9月	小学校	89人	19人	3人	1人	30時間 33分
	中学校	22人	30人	8人	2人	54時間 20分

令和7年9月時点で教職員1人当たりの平均では、小学校においては1箇月45時間以内の目標には達しているものの、教職員の約2割が45時間以上となっています。また、中学校では6割を超える教職員が45時間以上となっており、改善が必要となっています。

2推進計画の方向性

①目標

- 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合100パーセントをめざします。
- 1年間における1箇月時間外在校時間の平均時間30時間をめざします。
- 1年間の時間外在校等時間の360時間以下をめざします。
- 児童生徒等に係る特別な事情により勤務せざるを得ない場合は、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とし、業務量の適切な管理を行うこととします。なお、これは例外的な取扱いであり、厳格に適用する必要があることに留意します。
- イ 1箇月時間外在校等時間 100時間未満
- ロ 1年間時間外在校等時間 720時間
- ハ 1年のうち1箇月時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月
- ニ 連続する2箇月から6箇月のそれぞれの期間について、各月の1箇月時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間 80時間

- 部活動休養日を全ての部活動で実施します。
- 変形労働時間制を全市学校で活用します。
- 定時退勤日を全市学校で月2回以上実施します。
- 学校閉庁日を全市学校で年9日実施します。

②目指す姿

- 教員一人一人が「変わってきた」と実感できる働き方改革の推進

③基本的な視点

○改革を「自分事」に

ワークライフバランスを意識した働き方の追求、教職員のウェルビーイングの向上と子どもたちの学びの伸長

○「自走」するチーム

未来につながる教育活動の実現を目指し、対話を通して学び合い・支え合うチームを構築

○地域との「協働」

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図り、地域・保護者・教職員の参画と熟議でバランスある分担を実現

④重点項目

- ICT の活用による校務効率化の推進
- 保護者・地域等との連携協働
- 部活動休養日等の完全実施
- 教頭の業務縮減
- 働き方改革の意識を高める取組の推進
- メンタルヘルス対策の推進等

⑤計画期間

- 令和8年度から令和11年度までの4年間とし、年度ごとに取組内容を整理し更新します。

3 基本的な方針

① 教育委員会の役割

- 教育委員会は、働き方改革を進めるための取組を主体的に実施します。

②学校の役割

○校長は、教職員の時間外勤務の縮減に向け、日ごろから教職員の勤務状況や健康状態を適確に把握するとともに、関係機関と連携しながら主体的に推進するものとします。

③推進体制の取組の検証・改善

○教育長を座長として、教育部長、教育支援課長、学務係長及び各学校長で構成する「富良野市立学校における働き方改革推進委員会」を設置するとともに、本計画を一元的に管理するため、担当部署を教育支援課学務係とします。

○「富良野市立学校における働き方改革推進委員会」は、全学校の取組の進捗状況を把握し、本取組の見直し及び改善に向けて検証し、活用を図ります。

④保護者や地域住民等への理解促進

○教員の時間外勤務縮減の取組に対する共通理解構築に向け、学校運営協議会等あらゆる機会を活用して、保護者、地域住民、関係機関等に取組の理解促進の啓発に努めます。

⑤学校・教員が担う業務の適正化の一層の推進

○業務の適正化の推進に当たっては、学校と教師の業務の3分類に基づく19の取組の実効性を確保するため、市教育委員会、学校がそれぞれ役割を果たしながら取り組みを進めます。

【学校と教師の業務の3分類】

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等） ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	⑥ 調査・統計等への回答 ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成管理 ⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑨ 体育館等の施設・設備の管理 ⑩ 校舎の開錠・施錠 ⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮 ⑫ 校内清掃 ⑬ 部活動（部活動指導員等）	⑭ 給食の時間における対応 ⑮ 授業準備 ⑯ 学習評価や成績処理 ⑰ 学校行事の準備・運営 ⑱ 進路指導の準備（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

⑥SDGsの推進

働き方改革の取組がSDGsの達成に資するものであることを踏まえ、業務改善や健康確保をはじめとする各種施策について、SDGsの観点からの整理・周知を図り、学校全体での推進に努めます。

Ⅲ具体的な取り組み

1 校務の効率化と役割分担の推進

①ICTの活用による校務効率化の推進（3分類 ⑥・⑦・⑧関係）

○全教職員に一人1台整備している校務用パソコンを活用した情報の共有化や業務の効率化を推進します。

②保護者・地域等との連携協働（3分類 ①・②・④関係）

○学校、地域、家庭が一体となって子どもたちを育むコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の更なる充実を図り、学校への応援及び支援を推進します。また、既存の町内会組織や関係機関等とこれまで以上に連携し、地域ぐるみで児童生徒の登下校や放課後の見守りを行う取組を推進します。

③専門スタッフ等の配置（3分類 ⑫・⑮・⑯・⑰・⑱関係）

- 児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラー(子どもと親の相談員)及び特別支援教育アドバイザーの活用を推進します。
- 特別な教育支援が必要と考えられる児童生徒の支援を行う特別支援教育支援員の活用を継続します。
- 学校図書館の環境整備や読書活動の充実を図る学校図書館司書の活用を継続します。
- 免許外教科担任の解消を図る非常勤講師の活用を促進します。
- 学習面等をサポートする学習支援員の配置を継続します。

④給食費及び徴収・管理業務の負担軽減（3分類 ③関係）

○学校徴収金の徴収・管理を、「学校以外が担うべき業務」として、市教委の権限と責任において取組を進めることができるものについて、市教委が取り扱うことや、徴収等の業務を教員が担っている場合には、事務職員が一括して管理すること、口座振替、インターネットバンキングの活用など、教員が関与することがない仕組みを構築するなどの取組を検討します。

2 部活動指導に関わる負担の軽減

①部活動休養日の完全実施

- 学期中は週当たり2日以上 of 休養日を実施します。(平日は少なくとも1日、土・日の週末は少なくとも1日以上 of 休養日を実施します。)
- 週末、祝日に大会参加等で活動した場合は、弾力的に休養日を振り替えて実施します。
- 大会やコンクール等の前で、やむを得ず活動を行う場合(中体連、中文連等が主催する大会、コンクール等の日から起算して1か月以内の期間の場合)は、代替の休養日を実施する。
- 学校閉庁日は、部活動休養日とします。
- 今後の国及び北海道の方針に従い、随時見直しを図ります。

②指導・運営に係る体制の構築と大会等に係る負担の軽減 (3分類 ⑬関係)

- 一人の教職員に過度の負担がかからないよう、「拠点校方式」を活用した部活動の充実を推進します。
- 部活動の充実と技術指導面や精神面における教職員の負担軽減を図るため、地域における部活動外部指導者の活用を促進するとともに、各種大会や練習試合等への生徒の引率も可能な外部指導員の配置を検討します。

③部活動の地域連携・地域展開の推進 (3分類 ⑬関係)

- 令和7年度策定の(仮称)富良野市部活動地域展開推進計画に基づき、地域連携しながら令和9年度からの拠点校方式の実施に向けて取り組むとともに、休日の部活動等、地域の実情等に応じて段階的に地域展開を目指します。

3 学校運営体制の見直しなどによる改善

① 教頭の業務軽減

- 学校運営の要である教頭が各種調査や校内外の調整等により特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、学校への調査の必要性や手法の妥当性を検討しつつ廃止を含む調査業務の見直し・簡素化を不断に進めること、また学校に関する業務について校長会・教頭会等との意見交換で把握した要望を踏まえて縮小や簡素化を検討することを中心に、業務負担の解消に向けた取組を進めます。

②学校行事の精選・重点化 (3分類 ⑰関係)

- 各学校に対し、文部科学省が提示する予定の取組例等を参考にすることで、学校行事の精選や内容の見直しの取組を推進するよう促します。

③適切な教育課程の編成・実施

○標準授業時数を大きく上回る教育課程を編成・実施することがないよう指導・助言し、教育課程が適切にマネジメントされるよう促します。

④適正な勤務時間の管理等（3分類 ①～⑯関係）

○各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や部活動、学校の諸会議等について、職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うとともに、労働基準法等の規定に基づき職員が 適正な時間に休憩時間を確保するよう指導・助言を行います。

⑤「チーム学校」としての取組の推進（3分類 ⑥～⑯関係）

○引き続き、道教委が作成した働き方改革の手引「Road」や国の「働き方改革事例集」を積極的に活用するよう促します。

⑥若手教職員への支援

○若手教職員が情報交換や研修ができる機会を創出します。

⑦学校の組織運営に関する見直し

○学校の組織体制が機能するよう、指導・助言を行います。

4 意識の変容を促す取組

①働き方改革の意識を高める取組の推進

○これまでの慣習にとらわれず、教育の質を保ちながら、働き方改革を効果的に進めている事例等を積極的に紹介しながら、学校の管理職の意識改革を一層進めます。

○学校訪問の際に、働き方改革を進める上でPDCAサイクルを機能させることの重要性を繰り返し指導します。

○働き方改革の趣旨や目的を踏まえた上で、働き方改革の取組状況を管理職員の人事評価に反映します。

○管理職を含む教員一人一人が時間を意識した働き方を実践できるよう一層の意識改善を図ります。

② ワークライフバランスを意識した働き方の推進

○教職員がワークライフバランス(仕事と生活の調和)の視点を持ち、主体的に取り組むことができる環境づくりを推進します。

③ 働き方改革に関する研修の実施

○市で実施する研修等の機会に、働き方改革に関する研修を計画します。

5 学校サポート体制の充実

①メンタルヘルス対策の推進等

○教職員のメンタルヘルス不調の未然防止と早期発見及び職場環境の改善に向け、引き続きストレスチェックを全教職員対象に実施します。

○職員の勤務状況及びその健康状態に応じて健康診断を実施するほか、職員の健康管理に関し、必要に応じて産業医等による助言・指導を適切に実施し、職員の健康管理の向上に努めること。

②トラブル等に直面した際のサポート体制の構築（3分類 ⑤関係）

○学校のみでは対応が難しい課題を解決するため、関係機関との連携・協力体制を強化します。

③調査業務等の見直し（3分類 ⑥関係）

○学校に発出する調査等を精査し、縮減に努めます。（3分類 ⑥関係）

○各種団体等からの学校への行事への参加や作品の応募依頼等について、学校現場の負担解消のため、各種団体等の理解促進を図ります。

④研修・会議の精選・見直し

○教職員研修の精選をはじめ、オンライン研修の実施など、学校や教員の負担を考慮した効果的・効率的な研修の実施に努めるとともに、長期休業期間中の研修については、国の通知等を踏まえながら精選を検討します。

○定例的に実施している校長会議をはじめとした諸会議については、その必要性の面から改めて見直しを行い、廃止も含めて更なる精選を行います。

○特に情報の伝達や共有を主な目的とした会議については、オンラインでの開催を取り入れます。

⑤学校が作成する計画等の見直し（3分類 ⑦関係）

○各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内で対応することを基本とするよう指導・助言を行います。

○学校単位で作成する計画について、業務の適正化や計画の機能性の向上、カリキュラム・マネジメントの充実の観点も踏まえ、当該計画の内容や学校の実情に応じ、可能な限り統合して作成するよう指導・助言を行います。

- 各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、学校の実情に応じ、複数の教員が協力して作成し共有するなどの取組を推進します。
 - 学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握した上で、スクラップ・アンド・ビルドの観点に立って整理するとともに、必要に応じ、PDCAによる一連のマネジメント・サイクルを備えた計画等のサンプル(ひな形)を提示します。
- ⑥教諭及び事務職員等の標準事務の明確化等
- 教諭等、養護教諭、栄養教諭及び事務職員の職務の範囲を標準的に示した例について学校管理規則等で定め、業務の明確化・適正化を図ることにより、それぞれが本来の職務に集中し、専門性を発揮できるような環境を整備するとともに、事務職員がこれまで以上に自主的・主体的に校務運営に参画できる環境整備に努めます。

IV 実効性を担保する取組

- ① 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の時間外在校等時間や重点項目等の取組状況を把握し、毎年度、富良野市のHP等で公表するとともに、教育委員会定例会及び総合教育会議、各学校運営協議会において報告することとします。
- ② 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聴き取り・指導を実施する。特に、時間外在校時間が長時間となっている教職員が在籍する学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- ③ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を実施するなど、教育委員会の支援を強化します。各学校においては、校長を始めとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における情報共有を進めるとともに、保護者・地域住民にも理解と協力が得られるよう働き方改革に向けた取組を実施します。

V おわりに

子どもたちにとって最大の教育環境である教員の長時間勤務の実態は看過できない状況であり、教育の質の向上(生きる力の育成)のためにも、保護者や地域も含めた子どもたちの教育に携わる全ての関係者が、こうした実態を共有し、その改善に取り組むことが強く求められています。

そのため、富良野市教育委員会としましては、明らかになった事項に今後も検討を加え、できることは直ちに実施するほか、早急に検討が必要なことについては関係機関等と協議の上、取

組の具体化に努めます。また、今後も必要に応じて、学校現場の業務改善に向けた取組の適宜見直しを推進します。